

国の子ども・子育て会議等 検討状況

～各事業の基準の方向性ととりまとめ～

1月29日に第12回子ども・子育て会議が開催されており、今まで、保育の必要性の認定、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業に位置付けられる各事業、確認制度、幼保連携型認定こども園の基準、公定価格等について、概ねの方向性が示されています。

開催回	議 題
1	(1) 会議の運営について (会長の選任、会長代理の指名、会議運営規則の決定、部会の設置) (2) 基本指針について (3) 被災地子ども・子育て懇談会について
2	(1) 基本指針（計画作成指針関係）について (2) 基本指針（子ども・子育て支援の意義関係）について (3) 保育の必要性の認定について (4) 確認制度について (5) 被災地子ども・子育て懇談会（岩手県）について
3～7	（検討議題等略）
8	(1) 保育の必要性の認定について (2) 共働き等家庭の子どもの幼稚園利用について (3) 確認制度について (4) 幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の審議の経過について（報告）
9	(1) 保育の必要性の認定について (2) 公定価格について (3) 放課後児童クラブについて（報告）
10	(1) 地域型保育事業について (2) 地域子ども・子育て支援事業について (3) 確認制度について（定員、運営基準） (4) 幼保連携型認定こども園の認可基準について (5) 保育の必要性の認定について (6) 公定価格について
11	(1) 保育の必要性の認定について (2) 公定価格・利用者負担について
12	(1) 幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定について (2) 公定価格・利用者負担について

◆保育の必要性の認定について

1. 概要

- 子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みになります。

【参考：認定区分の種類】

	保育を必要とする。		保育を必要としない	
3歳未満児	3号認定	保育標準時間	—	
		保育短時間		
3歳以上児 (小学校就学前)	2号認定	保育標準時間	1号認定 (教育のみ)	教育標準時間
		保育短時間		

- 保育の必要性の認定に当たっては、
 - ①「事由」（保護者の就労、疾病など）
 - ②「区分」（保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量）
 - ③「優先利用」（ひとり親家庭など）について、国が認定基準を策定することとされています。

①「事由」について

- 新制度における「保育の必要性」の事由については、保護者本人の事由により判断することを基本とし、その内容についても、保護者の多様な就労状況などに対応することとし、概ね以下の通りとりまとめられています。

現行の「保育に欠ける」事由

- 以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること
 - ①昼間労働することを常態としていること(就労)
 - ②妊娠中であるか又は出産後間がないこと(妊娠、出産)
 - ③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること(保護者の疾病、障害)
 - ④同居の親族を常時介護していること。(同居親族の介護)
 - ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること(災害復旧)
 - ⑥前各号に類する状態にあること。(その他)

新制度における「保育の必要性」の事由

- 以下のいずれかの事由に該当すること
 - ※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能
- ①就労
 - ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く)
- ②妊娠、出産
- ③保護者の疾病、障害
- ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護
 - ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動・起業準備を含む
- ⑦就学・職業訓練校等における職業訓練を含む
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

②. 「区分」と「保育必要量」について

保育の必要量の認定については、「保育標準時間（利用）」と「保育短時間（利用）」とに区分することとされており、これまでの子ども・子育て会議での議論と各種統計などの保護者の労働に係る実情を考慮した結果、以下のとおりとりまとめ案を示しています。

区分	就労時間の基準	保育利用可能な時間帯（保育必要量）
保育標準時間（利用）	<ul style="list-style-type: none"> 両親ともにフルタイムで就労する場合、またはそれに近い場合を基本 就労時間は 1週当たり30時間以上 を基本 	<ul style="list-style-type: none"> 現行の保育所の開所時間である 1日当たり11時間 までの利用に対応するとし、現行の保育所の年間開所日数 300日を概ね保障 することを基本 <p>保育必要量 = 1ヶ月当たり平均275時間(212時間超-292時間未満)</p> <p>保育必要量は、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として設定するもの</p>
保育短時間（利用）	<ul style="list-style-type: none"> 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合を想定 就労時間の下限は 1ヶ月当たり48時間以上64時間以下の範囲で市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間 とすることを基本 <p>★現行において保育所利用可能な就労時間の下限設定は市町村によりバラツキが見られるため、上記以外に設定している市町村においては、保育の量的確保に時間を要することを考慮し、最大で10年間の経過措置期間を設け、段階的に対応 できるようにすることを検討。また現在、保育所に入所している児童については引き続き入所することができるように経過措置も検討。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原則的な保育時間である 1日当たり8時間 までの利用に対応することを基本 <p>保育必要量 = 1ヶ月当たり平均200時間(212時間以下)</p>

※1 「妊娠、出産」、「災害復旧」、「虐待やDVのおそれがあること」については、上のような区分を設けず、利用者負担も一律

※2 就労以外の事由の内※1の事由以外については、上のような区分を設けることを基本

※3 区分に対応した保育料（利用者負担）については、教育標準時間認定を受ける子どもと保育認定を受ける子どもの整合性の確保に配慮して今後検討

③. 「優先利用」について

待機児童の発生状況、事前の予測可能性や個別ケースごとの対応等の観点を踏まえ、調整指数上の優先度を高めることにより、「優先利用」を可能とする仕組みを基本とします。

具体的には、ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子どもなど。

◆地域型保育事業の基準について

子ども・子育て支援新制度では、「小規模保育（利用定員6人以上19人以下）」、「家庭的保育（利用定員5人以下）」、「事業所内保育（主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）」、「居宅訪問型保育」を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることにしています。

各事業の基準についての概ねの案がとりまとめられたことから、今後、国が定める基準を踏まえ、**市町村が条例として定める必要があります**。なお、国の定める基準については、**施行5年後を目途に行う制度見直しの際、経過措置の取扱い等を含めて見直し**することが検討されています。

◆地域子ども・子育て支援事業の基準について

子ども・子育て支援新制度で、「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられる事業についても、議論が整理されました。各事業における検討状況は、以下のとおりです。

事業	検討状況
利用者支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・実施要綱案が示されており、実施主体は市町村のほか、市町村が認めた者へ委託等を行うことも可能とされています。 ・実施類型は「基本型＝独立した事業として行われている形態」と「特定型＝行政の一環として行われる側面が強い形態」に区分され、その実施要件は「基本型」が、①子育て家庭の「個別ニーズ」の把握〔情報集約・相談〕、②「個別ニーズ」に応えるため、幅広く地域にある施設・事業の総合的な利用者支援〔情報提供・利用支援〕③関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくりなど〔連絡調整・広報啓発〕。「特定型」は基本型のうち①と②。 ・実施要綱案の連携機関に児童相談所を明記するとともに、従来の地域支援の1つとして実施している訪問支援等も利用者支援事業に引き継ぐ方向としています。
放課後児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保障審議会児童部会での検討結果が報告書として示されています。
妊婦健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ・「望ましい基準（＝妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な妊娠・出産に資するよう、各市町村が、その判断に基づいて妊婦健診を実施する場合の参考）」は、現在、母子保健課長通知において示している健診回数（14回）・実施時期、検査項目と同程度の内容とする方向です。
一時預かり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「一般型」、「基幹型加算」、「余裕活用型」、「幼稚園型」、「訪問型」の類型で実施 ・「一般型」の内、1日当たり平均利用児童数3人以下の施設においては、家庭的保育者と同等の研修を受けた者を保育士とみなすことができる。 ・「余裕活用型」については、本体施設の定員の範囲内において実施することとする（職員の兼務も可）。 ・「一般型」の補助単価は、年間延べ利用児童数に応じて補助を行うこととし、年間延べ利用児童数25人以上の要件を撤廃し、300人未満の補助単価について、非常勤職員1人を雇用できる単価とする方向。また、保育従事者の保育士比率によって段階的に対応する方向。 ・「幼稚園型」の補助単価は、利用児童1日当たり単価を設定し、年間延べ利用児童数に応じて補助を行うこととし、事業規模に配慮し、補助額の上限・下限を設けることとする方向。また、長期休業日等に実施する場合や、長時間の預かりを実施する場合は、追加的な職員配置の必要性を個別に考慮し、加算を行う方向。園児以外の子どもを受け入れる場合は、終日の職員配置を前提に、別単価を設定する方向です。
延長保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「一般型（仮称※現行制度のもの）」に加えて、居宅訪問型保育に準じた訪問事業として「訪問型」を創設。 ・「一般型」の加算分の配置基準については現行の基準を基本。補助単価の設定方法については現行を基本に実施施設の規模の違いも換算して設定する方向。 ・「訪問型」の基準は居宅訪問型保育に準ずることとし、施設における少人数の延長保育需要への対応や障害児等の延長保育需要への対応など、利用児童にとっての環境を考慮し、市町村が実情に応じて実施できることとする方向。
病児保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「病児対応型」、「病後児対応型」、「体調不良児対応型」、「訪問型」の類型で実施。 ・「病児対応型」・「病後児対応型」の人員配置基準および設備基準等については現行の基準を基本とし、職員の資質向上のための研修の機会を確保する方向。 ・「体調不良児対応型」については、現行の基準を基本とした上で、医務室が設けられている場合は認定こども園、事業所内保育、小規模保育での実施も可能とする方向。 ・「訪問型」については、現行の基準を基本としつつ、研修内容・体制のあり方等について、今後検討。
多様な主体の参入促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度においては、市町村が非常勤職員等による支援チームを設け、新規施設等に対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を行う事業を新制度の前倒しとして実施。 ・設置主体によっては、特別な支援が必要な子どもを受け入れる場合などに、子どもの安全確保の観点から、事業を活用することについても引き続き検討。

※実費徴収に係る補足給付を行う事業については、今後公定価格の議論と併せて検討

※「地域子育て支援拠点事業」「乳児家庭全戸訪問事業」「養育支援訪問事業」「要保護児童等に対する支援に資する事業」「子育て短期支援事業」「ファミリー・サポート・センター事業」についても、子ども・子育て会議等での議論を踏まえて、必要な改善を行う方向

◆ 確認制度について

子ども・子育て支援新制度においては、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業所に対して、その申請に基づき、市町村事業計画に照らし、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費（委託費）を支払うこととなっています。

子ども・子育て支援法に基づく確認制度における「利用定員」等の各施設・事業の運営に関する基準（運営基準）は、国が定める基準を踏まえ、**市町村が条例として定める**必要があります。

1. 概要

- 子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、認可施設・事業者から、施設型給付・委託費、地域型保育給付の対象となる施設・事業者を確認する。
- 確認を受けた施設・事業者は、運営基準を遵守しなければならないが、また、それらの施設・事業者に関する基本的な情報を都道府県が利用者に公表する。

2. 運営基準について

- 給付の対象となる教育・保育の適切な提供等に当たって施設・事業者に対して求める基準を設定。

分類	主な事項
利用開始に伴う基準	<ul style="list-style-type: none"> ・提供する教育・保育の内容・手続きの説明、同意、契約 ・定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考 など
教育・保育の提供に伴う基準	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 ・子どもの適切な処遇（虐待の禁止等を含む） など
管理・運営等に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、掲示 ・秘密保持、個人情報保護 ・事故防止及び事故発生時の対応 ・評価（自己評価、学校関係者評価、第三者評価） ・会計処理（区分経理等） など
撤退時の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・確認の辞退・定員減少における対応（利用者の継続利用のための便宜提供等）

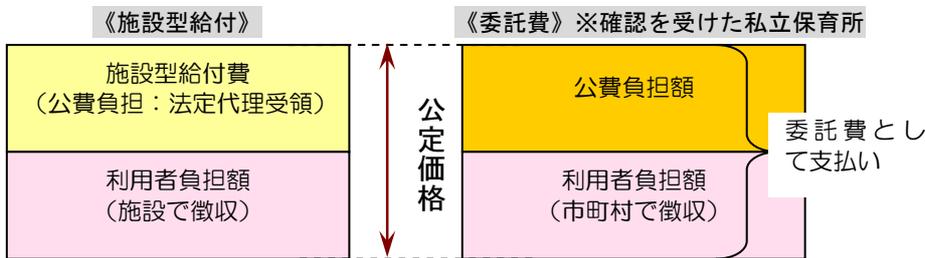
3. 情報公表について

- 施設・事業者の透明性及び教育・保育の質向上を促すための教育・保育に関する情報の報告及び公表の対象となる事項について設定（都道府県が公表）。

分類	主な事項	
基本情報	法人	<ul style="list-style-type: none"> ・名称、所在地、代表者の氏名等
	施設	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の種類（幼稚園、保育所、認定こども園）、地域型保育事業の種類（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育） ・名称、所在地等 ・施設設備の状況（居室面積、定員、園舎面積、園庭等の状況） ・職員の状況（職種ごとの職員数、免許の有無、常勤・非常勤、勤続年数・経験年数等） ・職員1人当たりの子ども数 ・利用定員、学級数、在籍子ども数 ・開所時間等 など
運営情報	<ul style="list-style-type: none"> ・施設、事業の運営方針 ・教育・保育の内容・特徴 ・選考基準 ・給食の実施状況 ・相談、苦情等の対応のための取組状況 ・自己評価等の結果 ・事故発生時の対応 など 	

◆ 公定価格について

子ども・子育て支援新制度の財政支援である「施設型給付費」、「地域型保育給付費」は、「公定価格（認定の区分、保育必要量、施設の所在する地域等の事項を勘案して算定される教育・保育、地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」から「利用者負担額（政令で定める額を限度として市町村が定める額）」を控除した額とされています。



公定価格の水準は、教育・保育等の質の改善、新規事業者の参入如何等にも関わってくるため、市町村事業計画において教育・保育ニーズに対する提供体制を検討していくに当たっても非常に重要な事項

公定価格に関する論点は一定程度整理され、整理された論点等について、今後下記のスケジュールによって議論が進められていく予定とされています。

◆ 公定価格の国の検討スケジュール ◆

平成 26 年 3 月	公定価格の骨格（基本部分・加算部分・減算部分の構造）とりまとめ。
平成 26 年 4-6 月	公定価格の骨格、仮単価を提示。概算要求に向け、保育所、幼稚園等に係る給付等の所要額の見込み。
平成 26 年 8 月	予算の概算請求。
平成 26 年 10 月	各市町村で H27 年度保育所入所手続き開始、各幼稚園で H27 年度の園児募集。
平成 26 年 12 月～	国ベースの金額の確定（政府予算案）。

◆ 公定価格に係る論点 ◆

これまでに一定のとりまとめが行われた「保育の必要性の認定」、「地域型保育の認可基準」、「確認制度」等により求められる水準に対応するために要する費用を算定していくことになる。

公定価格 → **基本額（1人当たりの単価）** + **加算額**

◆ 公定価格の個別検討項目 ◆

- ・ 共通要素①（価格の算定に当たり、すべての施設・事業に共通して勘案すべき事項）
 - …認定区分・年齢、保育必要量、地域区分、定員規模など
- ・ 共通要素②（すべての施設・事業に共通する費目）…人件費、事業費、管理費など
- ・ 各種加算等

【参考：子ども・子育て支援新制度の施行に向けて検討中の各事項の関係（公定価格関係）】

